

高知大学医学部附属先端医療学推進センター規則

平成 22 年 5 月 31 日
規 則 第 8 号

最終改正 平成 23 年 9 月 6 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、高知大学医学部附属先端医療学推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、医学部における先端的医療の研究を円滑に進めるために必要な業務及び支援並びに学生教育及び研究指導への支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 独創的医療学研究の実施に関する事。
- (2) 再生医療学研究の実施に関する事。
- (3) 情報医療学研究の実施に関する事。
- (4) 地域及び国際連携研究の実施に関する事。
- (5) デバイス研究・開発に関する事。
- (6) 学生の教育・研究に関する事。
- (7) 前各号の業務に係る連絡調整・支援及び業務の達成評価に関する事。
- (8) その他センターの業務に関する事。

(部門)

第 4 条 センターに、前条各号の業務を分掌させるために、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 独創的医療部門
- (2) 再生医療部門
- (3) 情報医療部門
- (4) 社会連携部門
- (5) 先端医工学部門
- (6) 臨床試験部門

(研究班)

第5条 センターの各部門は、その業務を分掌させるために、研究班を置く。

(職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) 各研究班長
- (4) その他必要に応じてセンター長が推薦した者

2 センター長は、医学部長が指名する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 部門長は、センター長が推薦し、医学部長が指名する。

5 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 研究班長は、部門長が推薦し、センター長が指名する。

7 研究班長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、研究班長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務分担)

第7条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 部門長は、当該部門を統括し、センター長の業務を補佐する。

3 研究班長は、当該研究班を統括し、部門長の業務を補佐する。

(運営委員会)

第8条 センターの管理運営に関し必要な事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年5月31日から施行する。

2 第4条第5号に掲げる支援部門の業務は、当分の間、医学教育創造・推進室及び附属

病院臨床試験センターが協力して担当する。

附 則（平成 23 年 2 月 15 日規則第 67 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 6 日規則第 24 号）

この規則は、平成 23 年 9 月 6 日から施行する。